

神奈川県ふっこう割事業に係る説明会 Q&A

Q1. 下期のパンフレットを既に販売開始してしまっているが、既存のパンフレットについて、お客様に口頭で説明した上で、割引料金による販売をしてもよいか。

A1. 口頭のみでの案内では不十分となります。割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるように示したうえで販売して下さい。

Q2. 割引対象期間は「交付決定日から令和2年2月28日宿泊分まで」とあるが、2月28日に神奈川県で宿泊後、他県への宿泊を伴う場合に割引の対象となるか。

A2. 宿泊対象期間である28日の神奈川県で宿泊を行った1泊分が対象となります。

Q3. 他県にまたがって連続した宿泊（周遊型ツアーのような行程）をした場合、適用になるのか。

A3. 他県での宿泊分も含め1回の旅行あたり15,000円を上限に適用対象となりますが、本事業は神奈川県宿泊分のみを適用対象とします。

Q4. 提出書類のツアー内容の概要については、外国語（多言語、中国・台湾・韓国語等）でもよいか。

A4. 日本語での対応が可能である者を交付対象としており、コース内容、ふっこう割を適用していることが分かる案内等について日本語での説明書きがあるようにしてください。

Q5. OTAとの契約はしているが、ふっこう割の割引商品の取扱いがない場合、宿泊事業者単体で参加することは可能か。

A5. OTAでの販売商品にふっこう割の割引商品の取扱いがない場合、宿泊事業者単体で参加することが可能です。

Q6. キャンセル料について

「ふっこう割」対象商品を購入された旅行者から、キャンセルの申し出があった場合に、「ふっこう割」適用「前」の宿泊料金でキャンセル料を算出するのか、それとも適用「後」の宿泊料金で算出するのか。

A6. 多くの旅行商品が、ふっこう割適用「後」の宿泊料金を記載して販売していることから、「旅行商品については、ふっこう割適用「後」の宿泊料金でキャンセル料を算出するよう」観光庁から見解が示されていますが、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示すことにより、誤解を与えることがない場合には、対象事業者の判断にて「割引前」とすることができます。

Q7. ふっこう割のロゴマークの作成の予定はあるか。

A7. ロゴマークについては、作成するかを含めて現在検討中です。作成する場合には、別途御連絡させていただきます。

Q8. 2月28日、29日泊の県内2泊3日の旅行商品については、対象外として扱うことでよいか

A8. 28日の宿泊のみ対象となります。